

五所川原市公告

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年4月23日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 売払物件

五所川原市葬斎苑、五所川原市金木斎場、五所川原市市浦露草斎苑及び五所川原市ペット火葬場において、令和6年7月9日から令和7年3月31日までに発生した残骨灰及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までに発生する残骨灰

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 予定価格

火葬1件当たり2,000円（税抜）

(4) 予定数量（五所川原市葬斎苑、五所川原市金木斎場及び五所川原市市浦露草斎苑における12歳以上の火葬件数のみ）

1,614件

（内訳 ① 令和6年7月9日から令和7年3月31日まで 678件

② 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 936件）

(5) 予定合計価格

3,228,000円（税抜）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。

(3) 入札執行日時点において、令和7年度五所川原市物品等競争入札参加資格者として登録されていること。

(4) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 過去5年の間に、他の官公庁等と火葬場の残骨灰売払契約等を締結し、その年間処理量が概ね1t以上であること。

(7) 残骨灰を処理する施設等が、東北6県内にあること。

(8) 残骨及び動物の骨を埋蔵する場所が、東北6県内にあること。

3 入札参加申込方法等

(1) 申込期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月14日（水）まで

(2) 提出先

五所川原市 民生部 環境対策課

(3) 提出書類

ア) 条件付き一般競争入札参加申込書

イ) 契約実績調書

ウ) 契約実績を証する契約書の写し

エ) 残骨灰を処理する施設等が東北6県内にあることを確認できる書類

オ) 動物の骨を埋蔵する場所が東北6県内にあることを確認できる書類

※申請書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(4) 審査結果等

ア) 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年5月15日以降に通知する。

イ) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは令和7年5月21日まで異議を申し立てることができる。

(5) その他

ア) 申請は持参又は送付により提出すること。

イ) 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ) 提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を精査し別途関係書類の提出を求めることがある。

エ) 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

① 入札参加資格の要件を欠いたとき。

② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

4 質疑応答

(1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ担当課に電話連絡のうえ、令和7年5月14日までにFAXにより提出すること。

(2) 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。

(4) 入札金額は火葬1件当たりの単価で記載すること。

- (5) 入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (6) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状(入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの)を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (7) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (9) 入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合は1回を限度とし、その他の場合は2回を限度とする。なお、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

7 入札の執行

- (1) 日時 令和7年5月27日(火) 15時00分
- (2) 場所 五所川原市役所 2階 会議室2A

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を下回る金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格以上で最高価格を提示した入札者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となる同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該同価の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

10 契約保証金

契約時に契約金額の100分の5以上の保証金を納める。ただし、五所川原市契約事務規則第33条第1項に該当するときは、免除することができる。

11 契約の締結

- (1) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (3) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

12 その他

本公告に関する問合せは、環境対策課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111(内線2365)、FAX番号：0173-35-2128